

健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届

【手続概要】

事業主は、7 月 1 日現在の全ての被保険者および 70 歳以上被用者について、その年の 4 月、5 月、6 月に支給した報酬の届出をしなければなりません。

この届出は、毎年 1 回、その年の 9 月から翌年の 8 月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決めるためのものです（定時決定）。

なお、厚生労働大臣（日本年金機構）が 4 月～ 6 月の報酬の平均で標準報酬月額を算出することが「著しく不当であると認める」場合（以下の①～⑤の場合）には、保険者算定（健康保険法第 44 条、厚生年金保険法第 24 条における報酬月額の算定の特例）ができるようになっています。

保険者算定ができる基準には、次のような場合があります。

- ① 4 月、5 月、6 月の 3 カ月間において、3 月以前分の給与の遅配を受けた場合、または遡った昇給によって数カ月分の差額を一括して受けた場合など、当該期間に通常受けるべき報酬以外の報酬の支払いを受けた場合
- ② 4 月、5 月、6 月のいずれかの月において、低額の休職給を受けた場合
- ③ 4 月、5 月、6 月のいずれかの月において、ストライキによる賃金カットがあった場合
- ④ 「4 月、5 月、6 月の給与の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年 7 月から当年の 6 月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額」に 2 等級以上の差が生じた場合であって、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合
- ⑤ 給与計算期間の途中で資格取得（途中入社）したことにより、4 月、5 月、6 月のいずれかに 1 カ月分の報酬が支給されない月（途中入社月）がある場合

【留意事項】

- ① 毎年 7 月 1 日現在、事業所に在籍する全ての被保険者が届出の対象となりますが、次に該当する方は、届出の対象から除かれます。
 - ・ 6 月 1 日以降に資格取得した方
 - ・ 7 月の随時改定に該当した方
 - ・ 8 月または 9 月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※ 8 月または 9 月の随時改定が不該当となった場合は、算定基礎届の提出が必要となりますので、速やかにご提出ください。

- ② 届書については、届出対象となる被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などを印字したものを、事前に年金事務所等から事業所へお送りします。また、日本年金機構ホームページにある「届書作成プログラム」をパソコンにダウンロードして必要事項を入力することで、電子媒体（CD、DVD）による届出をすることも可能です。

【添付書類】

年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合、以下の添付書類が必要となります。

(様式 1) 年間報酬の平均で算定することの申立書

(様式 2) 健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【提出先】

事務センター（または事務所の所在地を管轄する年金事務所）

※ 提出の際は、算定基礎届送付時に同封している返信用封筒をご使用ください。

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参

【提出期間】

毎年 7 月 1 日から 7 月 10 日までの間

【手続根拠】

健康保険法第 41 条、第 48 条

健康保険法施行規則第 25 条

厚生年金保険法第 21 条、第 27 条

厚生年金保険法施行規則第 18 条